

学会運営規程

平成4年7月1日制定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第15条に基づき、学会の企画・運営について定める。

(名称)

第2条 この学会の名称は、「広島県医学検査学会」とする。

(定義)

第3条 この規程で学会とは、本会の会員又は会員外の発表者が自己の学術研究成果を公開発表し、その内容につき検討議論をするとともに、広く医療に関する情報交換を行う場をいう。

(目的)

第4条 この学会は、会員の学術研究成果の発表、討論及び学術情報の交換の場として開催し、もって検査技師の資質の向上と研修に資することを目的とする。

第2章 学会

第1節 学会

(開催及び運営)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、学会を開催する。

2 学会は、原則として年1回開催する。

3 開催地及び開催時期は、各学会ごとに理事会で審議し決定する。

4 各学会の企画、運営に関する事項は、別に定める学会運営規程細則による。

(資格)

第6条 学会の入場者及び発表者は、この会の正会員及び理事会が特に認めた者とする。

2 会員外の学会入場者、筆頭発表者及び共同発表者については、参加の条件として県会費の半額を納めるものとする。

第2節 学会企画委員会

(学会企画委員会)

第7条 この学会の企画及び運営のため、学会企画委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は次の委員をもって組織する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 15名以内（若干名の常務理事を含む）

2 委員長及び副委員長は、委員の互選をもって選出する。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学会企画委員)

第9条 学会企画委員は、理事会において正会員の中から選任し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の欠員が生じた場合は理事会で補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回の委員会は会長が招集する。

- 3 委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 5 委員の代理は認めない。

(学会運営規程細則)

第11条 その他委員会の運営につき必要な事項は、学会運営規程細則に定める。

- 2 この規程及び学会運営規程細則に定めのない事項については、理事会において定めるものとする。

(報告義務)

第12条 会長は随時、委員会に対して意見を述べ、かつその活動状況について報告を求めることができる。

第3節 学会実行委員会

(学会実行委員会)

第13条 委員長は、委員会において協議の上、学会実行委員会を組織する。

- 2 学会実行委員会の組織、運営等については、別に定める学会運営規程細則による。
- 3 委員長は、学会実行委員長を兼務する。

第3章 経費

(経費)

第14条 学会は会の助成金及びその他で運営する。

(予算)

第15条 委員長は、あらかじめ学会予算書を作成し、理事会の承認を得るものとする。

(決算)

第16条 委員長は、学会終了後に決算書を会長に提出する。

第4章 雑則

(規程の変更等)

第17条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

平成 6年 4月 1日一部改正

平成15年10月27日一部改正

平成19年 4月 1日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正